

令和8年度 京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金

～太陽光発電設備等の導入費用の一部を補助します～



募集期間

令和8年4月20日(月)～令和9年1月8日(金)

(注1)交付決定後に契約・工事に着手すること。

(注3)設置又は施工の一部を市内事業者が請け負うこと。

(注2)実績報告は令和9年2月12日(金)までに提出すること。

(注4)令和8年度予算の範囲内で交付します。

補助対象者(申請者)

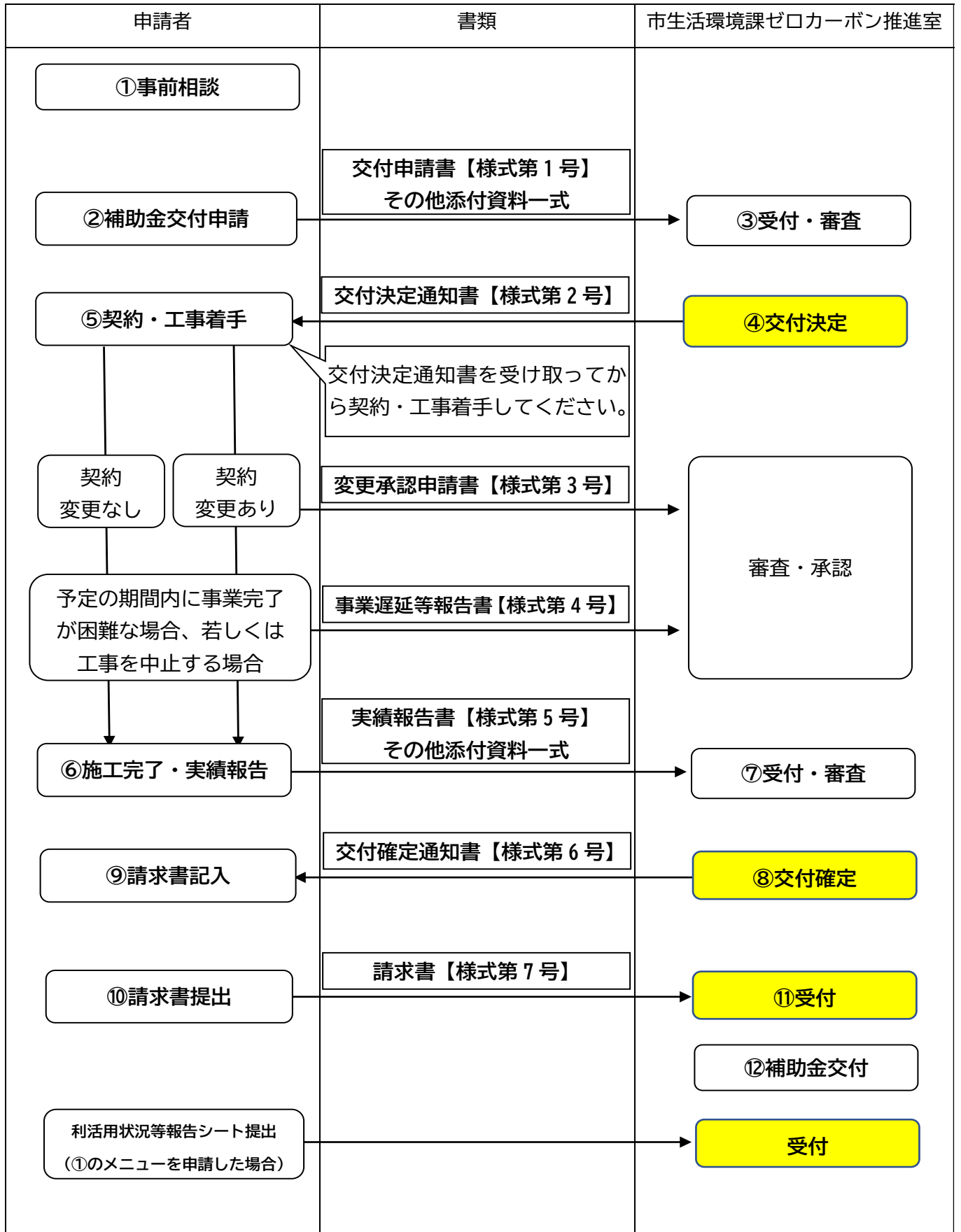
個人：市内に居住する(予定を含む。)個人

事業者である個人又は法人：市内に本社又は生産等の拠点を有する(予定を含む。)事業者

※補助対象事業により設置した設備を自ら使用するものとし、市税の滞納がない個人又は法人とします。

	補助対象事業	補助金額
1	自家消費型の太陽光発電設備 の設置 (FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと)	(個人) 7万円/kw 【上限70万円】 (事業者) 5万円/kw 【上限500万円】
2	蓄電池 の設置 (上記1で導入する太陽光発電設備の付帯設備) (家庭用：12万5千円/kWh、業務用：11万9千円/kWh以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電池となるよう努めること。)	補助対象経費の1/3以内の額 【上限】 次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 ※(家庭用)15万5千円 (業務用)19万円
3	余剰売電型の太陽光発電設備の単体設置 又は 太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	○太陽光発電設備の単体設置 1万円/kw 【上限10万円】 ○太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 以下の合計額 市補助(太陽光)： 1万円/kw 【上限10万円】 府補助(太陽光)： 1万円/kw 【上限4万円】 府補助(蓄電池)： 1万円/kWh 【上限5万円】
4	木質バイオマス熱利用設備 の設置	補助対象経費の2/3以内の額 【上限100万円】
5	既存住宅の 断熱改修 (補助対象となる製品は環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」における補助対象製品とする)	補助対象経費の1/3以内の額 【上限】 戸建 1戸当たり120万円(内、玄関ドア5万円)

手続きの流れ



その他、要件等がありますので、詳細は京丹後市ホームページをご覧ください→

[問合せ・提出先]

京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室 TEL：0772-69-0240

